

Special Report

第20代大統領選挙:その結果と影響

March 31, 2022

大韓民国第20代大統領に尹錫悦(ユン・ソギョル)候補が当選を果たしました。5年ぶりの政権交代により、政治、経済、社会等の全ての分野において大きな変化が予想されます。法務法人(有限)世宗は、この度の大統領選挙の結果と主な公約について分析し、企業が知っておくべき示唆点をまとめました。

選挙翌日には、全分野に対する公約事項の整理および今後の大統領職引受委員会の構成から就任までの主な日程等をまとめた資料を提供し、大統領職引受委員会において新政府における国政基調と国政課題が決定されれば、各分野ごとの政策に関して深みのある分析を行う予定です。ご活用頂ければ、今後の政治および政策環境の変化に対し、適切な対応をする上で大きく貢献するものと思われま

法務法人(有限)世宗の大統領選挙TFチームは、

各分野の弁護士と顧問等の法律専門家によって構成され、大統領選挙の公約について体系的・統合的に分析を行っています。最高のエキスパートらが顧客が必要とするあらゆる領域において掲げている目標を達成するときまで、最適な解決法をご提供させて頂くことを使命としています。

目次

* 目次をクリックすると、かかるページへ移動します。

I. 第20代大統領選挙の結果および示唆点	3
II. 新政府発足時までの主な日程	5
III. 分野別の主な公約および示唆点	
1. 企業支配構造／中小・中堅企業	7
2. 労働(重大災害)	9
3. 公正取引	12
4. ICT	15
5. ヘルスケア	17
6. 自動車・モビリティ	20
7. 環境	22
8. 消費財・流通	23
9. ESG	24
10. ファイナンス	25
11. 不動産・建設	27
12. プロジェクト・エネルギー	30
13. 国際通商	31
14. 刑事	33
15. 租税	35
16. 仮想資産	37

I. 第20代大統領選挙の結果および示唆点

大統領選挙の結果の要約

大韓民国第20代大統領選挙において尹錫悦候補が当選しました。保守派の最大野党「国民の力」候補の尹錫悦氏は、48.6%の得票率を記録し、47.8%を獲得した革新系与党「共に民主党」候補の李在明(イ・ジェミョン)氏を0.73p、約25万票の差で突き離し当選が確定しました。

これは、1987年大統領直選制の実施以降、最も低い得票差であり、1997年第15代大統領選挙当時、金大中(キム・デジュン)当選者が李會昌(イ・ヘチャン)候補を39万票の差(1.53%)で勝利した記録を更新するほど、熾烈な接戦となりました。

一方、大統領選挙とともに実施された5地域の国会議員最補欠選挙においても、ソウル特別市鍾路等の国民の力が候補を出した4地域においていずれも勝利し、国民の力の議席は106席から110席に増えました。

新政府における国政運営の方向

尹錫悦候補の当選は、大韓民国の国政運営全般における大々的な変化を予告しています。5年ぶりの政権交代による変化の幅と深みは、容易に推測し難いものです。

何よりも、「協治」と「統合」が最優先課題となるものと展望されます。尹錫悦当選者の属する「国民の力」所属の国会議員は、全体の300席のうち110席に過ぎず、172席を有する「共に民主党」の協力を引き出せなければ、国政運営における支障は避けられません。政府組織の改編等の新政府の発足に向け、至急取り組むべき法案は勿論のこと、国務総理と各部処(部署・機関のこと)の長官任命が遅れる状況も予想することができます。

さらに、尹錫悦当選者は、既存の青瓦台組織を解体し、内閣を中心とした国政運営をすると明らかにしています。青瓦台の主席秘書官を中心に国政を運営し、内閣の自律性を抑圧していた既存の方法から脱却するという趣旨です。これにより、青瓦台は、国政コントロールタワーの役割を担い、各部処が政策の樹立と執行において主導権を握るものと予想されます。

「脱理念」「中道実用」路線に基づく国政運営も予想されます。尹錫悦当選者は、不動産政策等の現政府の失政原因として偏った理念を指摘し、中道実用を強調しています。安哲秀(アン・チョルス)代表との単一化達成後に発表した宣言文においても、『国民統合政府は「実用政府」』だとしながら、『専ら国益を中心として国政運営を行い、陣営でない科学と実用の政治時代を切り開く』と宣言しました。

経済政策は最も大きく変動するものと思われます。不動産政策、脱原発等の政府の経済パラダイムは、180度変化する可能性が高いです。尹錫悦当選者は、政界に足を踏み入れた後、自ら「自由主義者」だと明らかにし、「民間」と「市場」の役割を強調してきました。『躍動感のある革新的成長と生産的なニーズ対応福祉、その両方で公正性が確保できれば、潜在成長率を4%代に引き上げることができる』とし、成長と福祉の好循環を訴えており、『政府中心の成長政策を民間中心へと移し、民間の創意力と市場の効率性を最大値まで引き上げるべきである』と強調しました。候補の単一化により、新政府において重要な役割を担うことになるものと展望される安哲秀代表もまたベンチャー企業家として、これまで規制改革と労働改革を引き続き主張してきました。

これにより、新政府は自由主義と市場経済を最優先としながら、規制緩和と市場に優しい政策を推進する一方、当選者が強調してきた公正の価値を経済分野をはじめとする全般的な領域において、積極的に政策化していくものと予想されます。

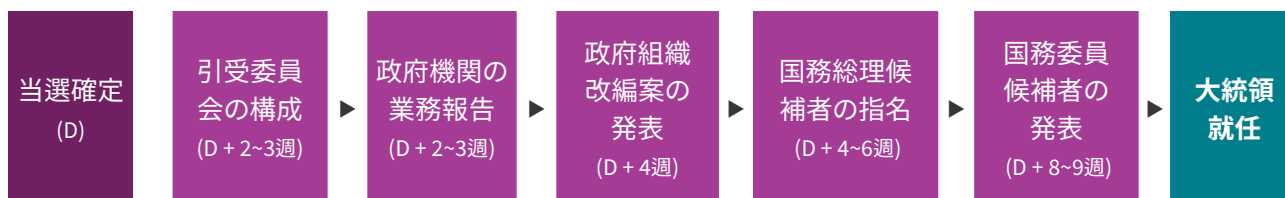
今後の政局の展望

大統領選挙が接戦を極めるなか当落が決まり、今後の政局においても対立による緊張感が続くものと思われます。国民の力は、次の総選挙まで2年間の与野小野大という状況において、「共に民主党との協治か、或いは強対強の対決か」という選択の帰路に立たされています。

共に民主党は、敗北したとはいえ、歴代最小の得票差という名分と172席という圧倒的な国会議席を武器に、政局の主導権を取らせはしないという意思を表明する可能性も非常に高いものと展望されます。大統領選挙前には、立法の結果につき、100%責任をとるべき構造であったため、世論を見極め慎重に動いた事もあったものと思われますが、政権交代後には主要の関心法案を強く推し進めていく可能性もあります。ただし、今年の6月1日には第8回全国同時地方選挙を控えているため、そのときまで政治状況を注意深く見守る必要があります。

II. 新政府発足時までの主な日程

[大統領選挙後の主な日程の概観]



当選者確定後から大統領就任まで、新政府の5年間の青写真を推察できる主な日程が行われます。特に『大統領職の引受に関する法律』により構成される大統領職引受委員会(以下「引受委」という。)は、当選者の公約を具体化して国政課題を選定し、政府組織の改編案の確定、国務総理および国務委員候補者の検証を担当するなどの重要な任務を担当することになります。さらに政権交代となることで、今後大幅な政府政策の変貌が予想されるだけに、朴槿恵政権以降、9年ぶりに構成¹される今回の引受委における活動を綿密に検討し対応していく必要があります。

引受委の構成および活動:

引受委は、当選者確定後、通常2~3週後に構成され、約2カ月間運営されるものと予想されます。また根拠法に基づき、委員長1名、副委員長1名、24名以内の委員を含め200名前後の規模で構成されるものと見通していますが、過去の前例のごとく、当選者が人選する政務職と各政府部処(部署・機関)から派遣される公務員で組織が構成されるものと思われます。ただし、引受委員長と引受委員は、国会議員等の政治家をはじめ、教授、法律家等の外部専門家が抜擢される可能性が高く、安哲秀候補との単一化による共同運営基調もやはり、今後の引受委の構成と活動にあたり主要変数になり得ます。

引受委の核心的役割は、新政府の国政課題を選定することです。当選者は就任前に引受委を通じて国家ビジョンと国政目標を具体化させ、国政課題を洗い出す事前作業を行うこととなります。規制改革専門担当機関の設置、デジタル金融の革新、炭素中立達成方案の修正、賃金体系の改善、再建築・再開発の活性化、プラットフォーム自立規制機構の設立等、尹当選者における経済分野の諸般の公約事項に対する実行計画の方案も、引受委を経て具体化していくものと思われます。

政府組織の改編:

新政府の運用方案に関する下絵となる政府部処の改編案づくりも、引受委の主な役割となります。尹当選者は、選挙期間にデジタル革新部の設立、航空宇宙庁の新設等を約束しており、またそれ以外に直接・間接的に言及していた企画財政部および金融委員会等の機能の調整、対内外の与件が急変している気候・エネルギー・環境関連の部署の改編ないし業務再調整についても留意して見守る必要がある部分となります。

¹ 文在寅大統領の場合、弾劾による補欠選挙を通じて当選し、当選者の身分を経ずに即時大統領職に就任しており、大統領職引受委員会の役割は国政企画諮問委員会が代行しました。

ただし、尹当選者の核心公約である「女性家族部の解体」に多少論争が巻き起こっている点、現与権が『政府組織法』を処理する国会の多数議席を占めている点などを考慮すると、政府組織の改編は今後困難を極める可能性があります。

国務総理および国務委員の指名:

国務総理および国務委員の候補者の指名も行われ、引受委は、その過程において候補者の検証機能を担うこととなります。これは人事聴聞会を経るべき総理、長官を事前に人選し、新政府発足に伴う業務の空白を減らし、新たな大統領によるスムーズな国政運営を図るための手続きの一環です。

しかし、人事聴聞会を通じて国会の認准および任命同意案の処理過程を経なければならないため、政府組織改編案と同様に、今後様々な難関に直面する可能性があり、安哲秀候補との共同政府の構成の如何についても、注視していく必要がある主要変数になり得るものと思われます。

(参考) 最近の大統領選挙後の主な日程

	李明博	朴槿恵	文在寅
大統領選挙日	2007. 12. 19.	2012. 12. 19.	2017. 5. 9.
引受委員会の発足	2007. 12. 26.	2013. 1. 6.	2017. 5. 22.
政府部処の業務報告	2008. 1. 2. ~	2013. 1. 11. ~	2017. 5. 24. ~
政府組織改編案の発表	2008. 1. 16.	2013. 1. 15.	2017. 5. 24.
国務総理候補者の指名	2008. 1. 28.	2013. 2. 8.	2017. 5. 10.
国務委員候補者の発表	2008. 2. 18.	2013. 2. 13.	2017. 5. 21.
大統領就任	2008. 2. 25.	2013. 2. 25.	2017. 5. 10.

III. 分野別の主な公約および示唆点

企業支配構造／中小・中堅企業

1. 主な公約事項

- ◆ **中堅・中小・ベンチャー企業の成長への足掛かり復元**
 - ・ 中小企業の競争力強化委員会の設置
 - ・ 中小企業の生産性特別法の制定、中小企業の競争力強化の推進
 - ・ 中小／ベンチャー企業支援事業を総合評価し「革新成長プログラム」へと改編
 - － 中小／ベンチャー企業から中堅企業へと成長する際3年の猶予期間の拡大適用
 - ・ 中小／ベンチャースタートアップの成長への足掛かり構築の強化
 - － 資金調達のための規模拡大に合わせた金融支援およびR&D支援の大幅拡大
 - － ニーズに応じた革新専門人材制度の導入、新産業進出支援の強化
 - ・ 中堅企業の税制支援の強化、中堅企業の跳躍支援ファンドの設置

- ◆ **中小企業の金融支援の強化**
 - ・ 輸出以前の段階(輸出品船積み前後)の貿易金融保証支援の拡大
 - ・ 輸出代金未払い被害補償の拡大、輸出債権現金化保証期間の延長

- ◆ **中小企業の家業承継のサポート**
 - ・ 円滑な家業承継に向けた事後管理義務期間および事後要件等の緩和
 - － 業種変更制限の廃止および事後管理期限の現行(7年)からの短縮
 - ・ 中小企業の計画的承継支援に向けた事前贈与制度の改善

- ◆ **中小・中堅企業に合わせたデジタル転換サポート**
 - ・ 中小・中堅企業のデジタル転換投資税制支援の拡大
 - － 工場の自動化、E-コマース物流設備の自動化、クラウドおよびソフトウェア等
 - ・ デジタル転換クラウドプラットフォームサービスの普及／拡散支援
 - ・ 未来型スマート工場構築の支援および予算の拡大
 - － スマート工場構築企業の優遇金利適用、融資支援規模の拡大
 - － ロボット／センサー等の核心産業技術競争力の確保に向けたR&D支援の強化
 - ・ 老朽産業団地の空洞化地域、政府／自治体支援のスマート型賃貸工場への改造
 - ・ 中小企業の非対面遠隔勤務インフラ構築の支援
 - － 移動勤務、ビデオ(ウェブ)会議、在宅勤務関連の必須機器購入時の税制支援

◆ 企業関連法の整備

- 企業経済関連の法令上の特殊関係人制度運営の合理的な改善
 - － 親族範囲の合理的調整／経済的共同関係の不存在証明時の例外認定等
- 先進経営権防御手段の導入
 - － ベンチャー企業の複数議決権制度の導入

2. 示唆点

新政府の大統領選挙における公約は、**中堅企業、中小企業およびベンチャー企業の積極的な支援と既存株主らの権益保護**として要約できます。新政府は、全体的な経済成長と民生の安定に向けては、中堅企業、中小企業およびベンチャー企業が活性化されるべきであると見做し、それに関連する税制と金融支援、インフラを構築することを計画しているものと思われます。また、このような脈絡からベンチャー企業の創業者や既存株主を保護するための**複数議決権制度の導入**も考慮しているものと理解されます。

中小／ベンチャー企業の支援強化:

新政府は、中小企業やベンチャー企業に対する支援を強化するため、中小企業基本法、ベンチャー企業育成に関する特別措置法等の既存法令を改正、または特別法を制定するものと予想されるため、このような改正および制定の経過に注目する必要があります。例えば、現在中小企業基本法上の中小企業ではなくなる場合にも、3年の猶予期間を通じ、中小企業として見做すものとしていますが、これについては、中小企業ではない企業と合併するか、相互出資制限企業集団に属することとなる場合等の例外があります。中小／ベンチャー企業において中堅企業として成長する際、このような3年の猶予期間を拡大適用するとしていますが、具体的にどの範囲まで拡大適用していくかは見守る必要があります。

M&A関連:

このように、中小企業やベンチャー企業に対する支援が強化されるのであれば、中小企業とベンチャー企業に対するM&A取引も活発化していくものと期待されます。最近、いくつかの企業集団で試みられている企業主導型のベンチャーキャピタル(Corporate Venture Capital)が活用される可能性も高まっています。ただし、現在中小企業やベンチャー企業への投資は、主に新技術組合などのファンドを通じて行われており、金融当局は、これまで何らかの規制が存在しなかった新技術組合にも規制を新設しようとするなど、全般的にファンドに対する規制と管理・監督を強化しています。このような最近の状況において、具体的にどのような内容で中堅企業の跳躍支援ファンドを設置し、中小企業やベンチャー企業に対する金融支援を強化するかについては、注視する必要があります。

企業関連法の整備:

企業関連法の整備に関連しては、これまで議論されていた制度を導入する公約として理解できます。「特殊関係人」は商法、資本市場と金融投資業に関する法律、法人税法等において用いられている概念ですが、各法令に基づき議決権が制限されたり、公示の義務付けがなされるなどにおいて「特殊関係人」の概念は適用されて

おり、これをより経済的実質に合わせて変更するのであれば、企業の実務においては歓迎されるものと予想されます。「複数議決権」制度は、従来のポイズン・ピル(Poison Pill)等の経営権防御の手段として議論され、最近、韓国最大オンライン小売業者のクーポン(coupang)が米国ニューヨーク証券市場(NYSE)に上場を果たし注目を浴びました。このような複数議決権の制度は、1株1議決権ではなく、1株当たり数個または数十個の議決権を行使できるものとするもので、創業者にこのような複数議決権を与えることにより、継続的な投資の誘致の状況下でも経営権を維持できるようにする制度です。我が国の商法は、株主平等の原則を採用していますが、果たしてこのような複数議決権の制度が導入されるか否かについては今後の状況が注目される部分となります。

労働(重大災害)

1. 主な公約事項

◆ 青年労働者の権利保障

- 公正採用法の制定
 - 手続き的な公正性のみを規定している『採用手続きの公正化に関する法律』の拡大改編
 - 団体協約における定年退職者、長期勤続者の子女優先採用等の不公正採用の無効化
 - 親族・姻族の雇用承継、前職／現職役職員の子女恩恵採用摘発時の源泉無効化
- 国民権益委員会に採用非理(不正)統合申告センターの設置
- 青年アルバイト勤労者保護法の制定
 - 期間制および短時間勤労者保護等に関する法律を改正し臨時職の青年労働者の権利救済のための労働法的な保障内容の具体化

◆ 働く親(子育て世代)のための勤務制度の改善

- 育児在宅勤務の導入、労働時間短縮請求権の実質的保障
- 育児休暇夫婦合計の総期間(2年から3年)、配偶者出産休暇(10日から20日)、不妊休暇期間(3日から7日)の拡大

◆ 勤労時間の柔軟性確保

- 選択的勤労時間制の精算期間を現行の1～3ヵ月から1年以内へと拡大
- 年間単位の勤労時間貯蓄口座制の導入
 - 貯蓄口座積立の超過労働時間の休暇使用、延長労働時間の総量規制の方式転換
- 正規職維持条件のフルタイムおよびパートタイム転換申請権の付与
 - 全日労働および時間制等の勤労転換申請権の付与、柔軟勤務方式の積極導入

- 延長勤務時間の特例業種または特別延長勤務対象にスタートアップ含む
- 専門職の職務、高額年俸労働者の延長労働手当等々の労働時間規制の適用除外

◆ 共生 労使関係の発展

- 労働委員会調停機能の強化
 - － 労使関係専門家の調停担当常任委員の任命、労使葛藤調停能力の向上
 - － 長期労使紛争の専門担当調停委員会の設置、葛藤の長期化予防
- 参加・協力的な労使関係基盤の構築
 - － 労使協議会勤労者委員の勤労者直接投票選出、独立性・代表性の強化
 - － 大企業集団、請負下請けの労使参加共同労使協議会の運営の活性化
 - － 公共部門における労働理事(取締役)制の定着を通じた経営透明性の向上、協力的な労使関係の誘導
- 労働基本権の尊重、法と原則を守る公正な労使関係の定着
 - － 公務員／教員の労組専任者タイムオフ制度づくり、円滑な労組活動の保障
 - － 労組の不安定、無断での事業所占拠、暴力行使等の不法行為に対する法の厳正適用

◆ 世代共生型賃金体系への改善

- 年功給中心の賃金体系を職務価値および成果を反映した賃金体系へと改善
- 職務／成果型の賃金体系の導入手続きの合理化
 - － 事業所における職務、職群、職級別の労働者らが望む賃金体系が異なる場合、労働者代表と使用者間の書面合意により決定できるように関連法の改正
- 職務別の賃金情報の公示

◆ 時間選択型正規職の施行

- 「時間選択型正規職」施行によりWork-life balanceが可能な雇用の選択機会の提供
- 既存の施行「時間(選択)制雇用」の問題点の改善
 - － 勤務時間、賃金等の労働条件を明瞭規定した新たな労働類型の普及

◆ 性別勤労公示制の実施

- 採用から退職時まですべての過程で「性別勤労公示制」の実施
 - － 500人以上の企業から自発的な参加を誘導(勤労公示制参加企業の順次的拡大)

◆ 産業災害(労災)脆弱部門の予防強化

- 産業災害脆弱部門の産業災害(労災)予防に対する行政力量の集中
 - － 大企業の技術・ノウハウの活動、下請業者の安全水準を高める大／中小企業の共生型産業安全保健体系の構築および支援の強化

◆ 不良施工の根絶、安全な建設現場の造成

- 建設公示の安全管理体系の革新的改善
 - － 建設事業参加者別の安全管理の責任および役割分担の強化
 - － 発注者と事業主の適正工事費用の確保および十分な工事期間の保障
 - － 監理者の監理権と工事中止権の保障
- 建設公示の品質および安全確保の強化
 - － 不法下請け、不良監理、行政当局承認のない無断施工、工法の無断変更、不良資材の使用、採用の強要および工事妨害行為等の処罰の強化
- 建設業者の産業災害(労災)発生率の算定対象の拡大

◆ プラットフォーム従事者等の全ての労務提供者の権利保障

- 多様な雇用形態を包括する全ての労働者の基本的権利保障の法制化

2. 示唆点

労働分野の公約は、基本的に「良質の雇用」「労働改革」「公正社会」というテーマのもと、民間企業の成長を通じた質の良い雇用創出、採用差別の労働時間等における公正性・柔軟性の確保を主な基調としています。

労働時間柔軟化の実現:

まず労働改革の一環で現行の週52時間勤労制の柔軟化の必要性について強調しています。具体的な方案として、選択的労働時間制の精算期間の拡大、年間単位の勤労時間貯蓄口座制の導入、フルタイム／パートタイムの転換申請権の付与、延長労働時間の特例業種の改善、専門職の高額年俸者に対する延長労働手当等勤労時間規制の適用除外等を提示しています。時間選択型の正規職雇用の新設、育児期間の在宅勤務の拡大等も労働時間柔軟化の一環となります。今後、このような制度が導入される場合、企業は労使合意に基づき勤労時間制度をよりフレキシブルに運用する余地があるものと期待されます。

賃金体系の改善:

賃金体系の場合、年功給中心の賃金体系を職務成果型の賃金体系へと改善し、職務成果型の賃金体系を導入する際、職務・職群・職級別に労働者が希望する賃金体系が異なる場合、当該部門の労働者代表と使用者間との書面合意により決定できるよう、その導入手続きを合理化するという公約を提示しています。

公正社会関連:

多様な雇用形態を包括した全ての労働者の基本的権利を保障するという基本的立場を表明し、特に、採用分野において公正な採用内容と手続きを包括する『公正採用法』を制定すると明らかにしました。急増するプラットフォーム労働者の保護に関しては「すべての労働者の基本的権利保障」を法制化するという原則的立場のみを明らかにしつつ、柔軟なトレーニング体系の導入等を通じた支援策を提示しています。また、現行の期間制法を改正し『青年アルバイト勤労者保護法』を制定する計画です。

最低賃金関連:

最低賃金の漸進的な引上げと決定方法の改編、地域別・業種別の差等適用について言及していますが、具体的な内容が公約集に盛り込まれておらず、今後具体的な方案等が提示されるか否かについて検討する必要があります。

重大災害処罰法関連:

重大災害処罰法に関連する公約は提示されていないものの、某企業の懇談会(昌原にて、2022年1月14日)において「関連施行令と刑事執行の運営を通じ重大災害を予防するものの、執行の過程で明らかになる非合理的な部分は改正する」と明らかにした立場が維持されるものと思われる。文在寅政権がすでに発表している「傷疾(負傷・疾病)手当の導入」は、労災保険と健康保険の相殺等の制度的改編事項と連携し得るため、それが実行されるかが注目されます。

労使関係:

労使関係関連の公約としては、「共生の労使関係」を基調として長期紛争専担委員会の設置等の労働委員会における調停機能の強化、労使協議会の労働者代表の直接投票制、公務員・教員の労組専任者のタイムオフ制の導入等を提示していますが、これは韓国労働組合総連盟との懇談会において提示した内容を骨子としています。

ただし、国民の力(尹当選者)と国民の党(安代表)の候補単一化により、互いに異なる公約内容にどのような変化があるかが注目されます。国民の党は、当選者が大統領選挙のテレビ討論において強調した**公共機関の労働理事制**を撤廃することを表明し、**公務員・教員労組のタイムオフ制**の法制化反対を公約として提示しているところ、当該公約が修正されるかにつき見守っていく必要があります。国民の党が強調している非正規職の濫用抑制のための使用事由制限方式の変更等の採択の如何についても注目されます。

全般的に労働公約の基調としては、企業に対する一方的な規制というよりも、労使の自律性と労働市場の機能的柔軟性を強調しているものとみられ、労使関係に関する内容は、労働界の立場を受け入れており、国民の党の公約を反映する余地があるため、具体的な政策を検討し規制リスクに備えておく必要があります。

公正取引

1. 主な公約事項

◆ 公正取引関連法の執行体系の改善、乙の被害の迅速かつ実質的な救済

- 厳正かつ客観的な専属告発権の行使
 - 中小ベンチャー企業部等の義務告発要請制と調和のとれた運用の推進

- 代替的紛争解決制度(ADR)の活性化
 - 公正取引紛争調停統合法の制定等の効率性、専門性、迅速性の向上方案の推進
- 中小企業の技術奪取の予防および被害救済のための公正取引システムの構築
 - 事前予防の手段、厳正な法執行体系、技術奪取の救済手段の効率的運用
- デジタルプラットフォーム経済の不正行為の規制および消費者権益保護の強化
 - 自律規制の原則、必要時の最小規制

◆ 納品単価制度の改善

- 原材料の価格推移、下請け取引関係および契約実態の資料収集
- 契約期間中の原材料価格が一定水準以上UPする場合、義務的に納品代金調整協議に応じるよう関連制度の改善
 - 中小企業協同組合、中小企業中央会等の代行交渉の活性化
- 納品単価に原材料の価格変動を自動反映する納品単価連動制の導入検討

◆ プラットフォーム自律規制機構の設立、プラットフォームの社会的役割および共生促進

- 検討不十分な規制導入をせず、利害関係者の連合的議論機構および自律規制の枠組みづくり。民間の自律機構または民間共同機構の形で推進、制度的基盤を設ける過程に政府の積極的参加

◆ プラットフォーム自律紛争調停委員会の設置誘導、利用事業者の正当な権利保護

- プラットフォーム自ら、利用事業者の不満および紛争を公正かつ透明に処理できるよう自律紛争調停委員会の設立および運営の誘導

2. 示唆点

新政府は、規制の新設または強化よりも、**現行制度の執行**により一層力をいれるものと思われます。ただし、コロナウイルス蔓延の長期化、国際情勢の不安等による原材料の価格上昇、プラットフォーム経済体制の深化等により、中小企業および小規模事業者が抱える現実的な問題を考慮すると、下請け、流通取引等の**伝統的な甲乙(パワハラ)関係**およびオンラインプラットフォーム事業者と入店事業者間において、新たに形成されている**デジタル甲乙関係**から発生する違法行為等については、**一部規制の強化**も避けられないものと予想されます。

甲乙関係関連:

まず、甲乙関係に関する公約事項が現実のものとなれば、大・中・小企業間における取引代金の決定および調整の構造において、乙の地位にいる中小受給事業者の交渉力(地位)が大幅に強化されるものと予想されます。参考として、同分野については、与野党間の立場の差も大きくないという点から、納品代金調整協議の義務化または納品単価連動性の導入等の関連制度の立法化の過程が、予想よりも早く行われる可能性もあることに留意する必要があります。さらに、同分野に対する公取委の実態調査および法執行のためのモニタリングも大幅に強化され、中小企業が置かれている現実的な問題を鑑みると、関連する行政への申請および申告も大

きく増加するものと予想されます。これにより、企業は契約の初期から取引代金が公正に決定され、迅速に支払われる協力体系(公正取引協約の締結および遵守)を構築する必要があります。

代替的な紛争解決制度の活性化:

一方で新政府は、事業者間の自律的な紛争調停等の代替的紛争解決(ADR)制度の活性化も推進する予定です。これにより企業は、事前の法違反予防の努力と共に、実際に紛争が発生した際、各種の紛争調停制度を積極的に活用する必要があると思われます。この場合、法律的な不確実性を迅速に解消し、是正措置および課徴金(告発)の負担を免除されるメリットがあります。同じ脈略で、今年7月以降には、公正取引法以外の下請法、大規模流通法、加盟事業法、代理店法においても、同意議決制が本格的に施行されるため、同意議決制のより積極的な活用にも関心を寄せる必要があります。

技術奪取(流用)の法執行強化:

新政府においては、中小企業を相手とする技術奪取(流用)行為に対する法執行が大幅強化される予定であり、関連の組織体系も拡大される可能性が高いです。参考として、最近公取委では、下請分野「技術流用行為の匿名提報(通報)センター」を開設(2022年3月3日)して運営を開始しています。よって、企業は下請け取引の際、技術資料を求める場合には、要求の目的、秘密保持に関する事項、権利帰属の関係、対価等を受給事業者とあらかじめ協議するなど、法令遵守に万全を期すべきであると言えます。

オンラインプラットフォームの規制:

オンラインプラットフォーム関連の規制体系づくりと関連しては、産業の特性、部署および関連業界における立場の違い等を考慮して慎重に進められるものと予想されます。ただし、プラットフォーム分野で生じる問題に対する解決の必要性そのものには共感しているという側面から、新たな規制フレームの構築は時期と程度の問題であると見られます。よって、プラットフォーム関連の規制対象事業者は、自ら不公正取引の余地をなくす反面、利用事業者(消費者)の不満解消および自律的な紛争解決に対し前向きな努力(疎通)を行う必要があります。

特殊関係人制:

企業集団の系列会社の判断に向けた特殊関係人の範囲調整(縮小)が実現される場合、管理対象の親族および系列会社の範囲が狭まり、企業負担もそれだけ減少すると思われます。しかしながら、調整後の管理責任、つまり新たな管理範囲内に存する親族および系列会社の管理不十分(漏れ等)に対する責任の追及は、より厳格になり得るという側面から留意する必要があります。

専属告発権:

新政府は、公正取引関連の違法行為に対する公取委の専属告発権は維持するという立場をとっていますが、廃止となる場合に比べ、企業における司法的負担(刑事告発)が減少する効果はあると思われます。しかし、維持の公約の趣旨を見てみると、単純な現状維持ではなく、最近活性化している中小ベンチャー企業部等の義務告発要請制との調和のとれた運用、すなわち、公取委の積極的な告発権行使の誘導が強調されているもの

と見られます。よって、新政府発足以降、公取委の告発決定事例は持続的に増加する可能性があることに留意する必要があります。

ICT

1. 主な公約事項

◆ AI科学技術の強軍の育成

- AI基盤の無人／ロボット戦闘体系の構築、メタバース活用訓練体系の構築

◆ AI教育革命の人材育成

- 小学校のコーディング教育および小中学校の教育課程のAI教育必須化、大学基礎課目にAI tutoringの導入、人工知能(AI)／仮想現実(VR)／拡張現実(AR)の活用エドテックの教育

◆ 超格差／超連結／AI革新により科学技術5大強国への跳躍

- デジタル(AI等)の国家難題解決への政府R&Dの集中投資および民間投資の積極誘導
- 未来戦略産業分野企業のデジタル転換の積極支援
- ビックデータ／ブロックチェーンの融合5G／6G知能型超連結網等の超連結5大インフラの構築
 - 5Gの全国開通の推進、6G技術の先占、スーパーコンピューターの全国ネットワーク構築、量子暗号(Quantum cryptography)の情報保護網構築、北東アジアのスマートエネルギーグリッド網の構築、韓国型の衛星航法システム(KPS)の構築
- 5大メガテックの育成
 - バイオヘルス、航空宇宙、炭素中立(次世代原発等)、量子、AI半導体／ロボット等

◆ デジタル地球時代ーデジタル経済覇権国家・大韓民国

- 世界最高レベルのAI産業の育成
- ソフトウェア産業の新たな跳躍
 - ソフトウェア開発者に対する正当な補償、不公正な慣行の廃止
 - 公共IT購入事業規模の2倍拡大(5兆ウォンから10兆ウォン)
- 高度なデジタルインフラの構築
 - 5G全国網の高度化、6Gの世界標準の先駆け、5GのMEC技術の積極育成、公共分野の民間クラウドの優先利用、クラウドインテグレーション・コンピューティング研究開発投資企業に法人税の控除実施等「クラウドインセンティブ」制度の導入
- AI半導体、モビリティサービス産業等の技術革新の誘導

- － メモリ半導体の超格差およびAI半導体等のファウンドリー分野の設備投資の積極誘導
- ・ メタバース生態系の構築および技術革新のための法制化の推進

◆ **4次産業革命の食産業の育成**

- ・ 超格差のリアルデジタルインフラ産業の育成

◆ **メタバース支援**

- ・ メタバース産業の国家支援体系づくり
 - － 『メタバース活性化支援特別法』の制定、メタバース電子政府構築の推進

◆ **プラットフォーム自律規制機構の設立、プラットフォームの社会的役割および共生促進**

- ・ 検討不十分な規制導入を行わない。利害関係者の連合的議論機構および自律規制枠づくり－民間自律機構または民間共同機構の形で推進、制度的基盤づくりの過程に政府の積極的参加

◆ **プラットフォーム自律紛争調停委員会の設置誘導、利用事業者の正当な権利保護**

- ・ プラットフォーム自ら利用事業者の不満および紛争を公正かつ透明に処理できるよう自律紛争調停委員会の設立および運営誘導

2. 示唆点

ICT分野の公約は、**1)科学技術とICTの結合を通じたデジタル経済覇権国家の達成、2)4次産業革命をリードする未来新成長産業の育成、3)コンテンツ制作支援の拡大および放送の公共化の強化に要約することができます。**科学技術とICTを融合しデジタル覇権競争において優位に立つことができるよう、AI、ソフトウェア、デジタルインフラおよびデジタル融合産業を集中育成するという方向です。また、ICT領域に対する**政府介入を最小限なものとしつつ、規制に基づいた公正秩序の確立**を推進するという計画です。

主な公約の大部分は、振興とR&Dに焦点を当てているものの、一部の公約は、関連市場に相当な影響を及ぼすものと予想されるため、高い関心を持って注意していく必要があります。

デジタルプラットフォーム利用者の保護および不公正取引の防止:

当選者は、デジタルプラットフォームの公正性と透明性の確保が可能な基盤造成に向け、デジタルプラットフォーム利用者の保護および不公正取引防止に向けた法律体系の確立を目指すと明らかにしました。デジタルプラットフォームにつき自律規制の原則を適用するものの、中小企業の保護と支援のためには、一定水準の制度的規制が必要であるものと解釈できます。

公正競争のための制度／規制の導入:

ICTおよびメディア分野における公正価値を実現するため、市場参加者間の公正な競争を保障できる制度や規制を導入するものと予想されます。特に、過去から持続的に言及されていたソフトウェア開発者に対する正当な処遇と公正な対価の支払いを保障し、これまでの不公正な慣行を廃止するとの意思を明らかにしており、国内OTT事業者とグローバル事業者との間の逆差別を解消し、公正な取引基盤を構築し、プラットフォームとコンテンツ事業者間の対価配分等の公正かつ共生できる取引環境づくりを行うという公約を発表しました。

メディアガバナンス構造の改編:

新政府は、公営放送の公共性の向上に向けた支配構造の改善およびメディア産業の公的価値の向上と振興に向けたメディアガバナンス構造の改編を推進する計画です。放送の核心的価値である公共性を高めるためには、公営放送の支配構造を改善すべきという趣旨であり、現在破片化している放送メディア分野の政策ガバナンスを統合し、より効果的かつ効率的な政策ガバナンス体系を構築すべきであるというものです。公営放送に対する位置づけおよび役割の再定立は、今後放送の公営・民営システムを明確なものとする根拠として作用するものと予想されます。ただし、放送メディア分野における政策ガバナンスと規制体系の改編は、社会的合意が求められる事案として、今後「メディア革新委員会」を設立・運営しながら望ましい方向性を模索するものと予想されます。

今後、引受委において公約の履行方案を具体的なものとし、国政課題を選別する過程とこれを議論することにより生じる争点・イシューにつき綿密に検討・把握することが優先されるべきです。とくにデジタルプラットフォームおよびOTT市場が、新政府において振興政策であれ規制政策であれ、政策的な注目を浴びる可能性が高い点、公正と常識という国政基調に基づき、公正取引秩序の確立に向けた多種多様な規制が導入され得るという点から、関心を寄せる必要があります。

ヘルスケア

1. 主な公約事項

- ◆ バイオヘルス分野5大メガテックとしての育成
- ◆ 保健安保の確立と国富創出の新たな道
 - 国務総理直属「製薬バイオ革新委員会」の設置
- ◆ デジタルヘルスケアの拡大
 - 個人医療データおよびデジタルヘルスケアサービスの管理
 - － デジタルヘルスケア主相談医制度の導入
 - 島嶼／山間地域および疎外階層対象の非対面診療のテスト事業の拡大

◆ 4次産業革命の新産業の育成

- 遺伝子統合制御の技術および産業支援
 - － 遺伝子統合制御の技術活用によるデジタル医療バイオ産業の積極育成
 - － デジタル病院、デジタル医療専門人材の養成等に向けた医療システム革新の推進

◆ 世代／対象別のヘルスケア福祉の拡大

- 乳幼児／青少年
 - － 乳幼児健康診断に情緒発達の検診追加
 - － 5歳未満乳幼児の薬代支援および発達相談の無料支援
 - － 発達障害が疑われる児童の検査費用および治療費の支援額水準の引上げおよび支援対象の拡大
 - － 小児専門応急医療センター支援の強化、小児応急専担専門の制度拡大
 - － 青少年主治医の健康管理項目に「生殖健康管理」盛り込み(子宮頸がん細胞診、HPV、卵巣健康など)、15歳からすべての女性に対して適用
 - － 男性も青少年(12歳)からHPVワクチンの国家無料接種の実施
- 子育て世代
 - － 不妊治療費の支援拡大、産後ケア院の支援拡大
- 高齢者
 - － 65歳以上の带状疱疹ワクチンの無料接種
- 障がい者
 - － 障がい類型別の健康診断の拡大、公共医療機関の障害のための健康診断機関の指定等
- 報勲家族
 - － 新規報勲病院の建立推進、報勲委託病院の全国病院／医院クラス的大幅拡大

◆ バイオヘルス韓流時代、ワクチン／治療剤強国への跳躍

- ワクチン／治療剤の主権確立、ワクチン・ハブ構築に向けたR&D支援の拡大
- 先端医療分野(再生医療、精密医療、脳科学、老化、遺伝子組み換え、合成生物学等)およびバイオデジタル分野への国家R&Dの拡大

◆ 災害等による医療費の財源および支援の拡大

◆ 国民看病費用の負担軽減

- 患者特性別のオーダーメイド型看病支援
- オーダーメイド型看病計画の設計および支援
- 長期療養看病サービスの質向上
- 老人疾患予防支援の強化

◆ 高額抗がん剤、重症／希少疾患新薬の迅速搭載制度の導入

◆ **糖尿病患者の血糖管理費用の負担軽減**

- 妊娠性、成人糖尿病患者の連続血糖測定機の健康保険支援

◆ **リハビリロボット歩行治療の活性化**

- リハビリロボット活用の歩行治療医療報酬の引上げ、健康保険の適用
- リハビリロボット関連分野の研究および産業支援の強化

◆ **活力あふれる品格のある老後**

- 骨粗しょう症、うつ病の国家健康診断の拡大

◆ **産後うつの診療の支援と拡大**◆ **Gardasil9(9価HPVワクチン)接種費用の支援**◆ **Cochlear implantation手術の支援**

2. 示唆点

新政府は、バイオヘルスを「5大メガテック」の一つに選定し、国務総理直属の「製薬バイオ革新委員会」の設置を計画するなど、**バイオヘルス産業に対する国家レベルの支援拡大および政策パラダイムの転換**を予告しているところ、次のような立法および政策の動向について注視する必要があるものと判断されます。

健康保険保障性の強化等によるバイオヘルス産業市場の拡大:

新政府におけるバイオヘルス分野の公約は、連続血糖測定器の健康保険支援、リハビリロボットを活用した歩行治療の医療報酬の引上げおよび健康保険の適用、骨粗しょう症およびうつ症状の国家健康診断の拡大、Gardasil9ワクチンの接種費用の支援、Cochlear implantationの手術の支援拡大、代替医薬品のない抗がん剤および重症疾患の治療剤(希少疾患を含む。)等に対する健康保険搭載過程の短縮など、より具体的な健康保険保障性の強化の方案が盛り込まれています。このように、医薬品ないし医療機器の商品化および市場形成に必要な健康保険への搭載および補償の拡大等の措置が行われるものと予想されることにより、バイオヘルス分野の消費者と事業者の関心増大および関連市場規模の拡大につながるものと展望されます。ただし、保健福祉分野における重要な公約である年金改革に関連し、財政の状況と給与／保険料の調整が年金改革議論の一次的な焦点となるものとみられますが、基金運用構造の変化に対する議論も予想され、これと共に超高額な新薬開発については、製薬会社が新薬の効能と保健財政影響の不確実性を一部負担するリスク負担制(RSA)および別途の基金造成に対する議論がなされるものと予想されること、今後関連政策の議論に注目する必要があるものと判断されます。

デジタルヘルスケアの拡大および遠隔医療の導入の可能性:

新政府は、デジタル医療バイオ産業の育成、デジタル病院、デジタル医療専門人材の養成等を主な目標として掲げているところ、このような政策の一環として、個人医療データおよびデジタルヘルスケアサービスの管理(デジタルヘルスケア主相談医制度の導入)、島嶼山間地域における非対面診療テスト事業の拡大方案が推進されるものと予想されます。このようなデジタルヘルスケアの拡大政策の基調は、長期的に遠隔医療の活性化政策に繋がる可能性が高く、これによるヘルスケア、ICT企業に対する研究開発およびサービス開発への政策支援がなされ、遠隔医療によって生じ得る個人情報漏洩問題、大企業に対する医療情報の集中化問題等に対する緩和策への政策議論が行われるものと見られます。

ワクチン／治療剤、先端医療分野の政府R&D支援の拡大:

新政府は、バイオヘルスケア産業に対する政府R&D支援の規模を約2倍拡大することを公約し、研究者中心の源泉技術の確保に主眼点を置くものと明らかにしています。具体的に超高速でのワクチン開発および製造技術、ポストコロナ・ワクチン／治療剤、必須ワクチン等に對する政府R&Dおよび再生医療、精密医療、脳科学、老化、遺伝子組み換え、合成生物学等の専担医療分野およびバイオデジタル分野に対する政府R&D支援の拡大が行われるものと予想されます。これにより、国内の製薬会社の政府課題の遂行およびR&D投資規模の拡大・世界規模を誇る製薬会社の国内市場に対する関心の増加等の効果につながるものと見られます。

自動車・モビリティ**1. 主な公約事項****◆ デジタル地球時代ーデジタル経済覇権国家・大韓民国**

- モビリティサービス産業等の技術革新の誘導
 - ー モビリティサービス産業の法的根拠づくりおよび規制廃止、関連企業の輸出支援
 - ー ドローン／都心航空交通(UAM)等の新たな配送および運送手段の発展速度の加速化

◆ 4次産業革命の食産業の育成

- 知能型モビリティ技術と産業
 - ー データ、モバイル、超高速移動通信制御の知能型モビリティ技術産業における世界一流化を通じた既存の主力産業4次産業革命化の支援および雇用の拡大
 - ー 自律走行自動車および都心航空交通(UAM)等の未来知能型モビリティ産業への転換に向けた技術およびインフラ拡充、新産業への転換支援および規制廃止

◆ 微小粒子状物質(PM2.5)の30%以上の削減

- 内燃機関自動車の新規登録2035年禁止、四等級以下の老朽LPG自動車廃止時限の3年短縮
 - ー 2025年EURO 7の導入、微小粒子状物質(PM2.5)発生の低減

◆ 交通プラットフォーム革新による交通の死角の解消

- 首都圏の航空モビリティ(UAM)テストベッドに実証路線常用化サービスの推進
- 交通核心地点中心の航空モビリティネットワークおよび複合乗換システムの導入
 - － 航空モビリティネットワークの構築および都心空間における3D複合乗換ロードマップの樹立

◆ 電気自動車時代をリードすべく、規制を解消し関連産業の振興を図る

- ガソリンスタンド/LPガススタンドへの設置が可能な建築物に「燃料電池」盛込み
- ガソリンスタンド/LPガススタンドにおける電気自動車チャージ設備関連の規制緩和

◆ 電気自動車のチャージ料金、5年間凍結

2. 示唆点

自動車・モビリティ分野の公約は、代替的に**各部処(部署・機関)にて推進している事項**であり、現在各部処は、**法令の制定等を推進**しています。『モビリティの活性化および支援に関する法律』および『個人型移動装置の安全および便宜増進に関する法律案』は、今年上半期中に財政完了を目標にし、国会国土交通委員会の法案審査小委員会(以下「法案小委員」という。)に係留されており、UAM関連の法律制定に向け国土交通部において準備作業を行っています。

新政府発足以降、上記措置が引き続き推進されるものと予想され、企業の立場としては、今後の法施行の際、**規制の特例措置を受けるためには規制の確認、規制の特例申請、期限の延長および法令整備の要請等**に留意しなければなりません。特に個人型移動装置関連の法律案は、装置の安全性の確保と利用者の便宜を図るため、事業者登録、利用施設の設置・管理、罰則の新設等の規制を新設するものと見られ注意深く見守る必要があります。

一方、「**内燃機関の新規登録禁止**」の公約は、自動車メーカーが生産中断(モデル開発中断のレベルを超えるものと理解される)をする前提で行われるところ、雇用、部品産業等に及ぼす影響に関する葛藤または紛争が予想されます。

環境

1. 主な公約事項

◆ クリーンエネルギートップ3の技術強国の実現

- 原子力、バッテリー、太陽光、水素技術分野への集中育成
 - － 大型および小型原発の競争力向上
 - － 水素エネルギーの技術育成
 - － バッテリー新技術、輸送用・発電用の燃料電池技術、次世代太陽光技術の開発
- 4次産業技術と連携するエネルギー新産業の創出およびエネルギーベンチャーの活性化
 - － デジタル基盤エネルギー新産業の育成、素材／部品／装備分野の革新企業の育成
 - － AIとエネルギー融合の育成

◆ 積極的な炭素中立の推進

- 国家温室効果ガスの削減目標(NDC)達成方案の全面的修正
 - － 国際社会に約束した2030削減目標の遵守、現実性のある実践計画として公論化議論を経て確定
- 温室子化ガス排出権の有償割当の拡大、炭素税導入の慎重推進

◆ 炭素削減R&Dおよび投資拡大等の気候危機への対応支援の強化

- 産業界／学界／政府「気候危機対策機構」の発足
 - － 産業界の現実を反映した立法予算人材分野の中長期支援対策づくり
 - － 老朽産業団地および中小企業の密集団地の炭素中立型の産業団地転換支援
 - － 低炭素事業構造への転換支援の強化および労働者支援システムづくり等の炭素中立履行過程にて予想される業界被害対策の樹立
- エネルギー節約施設等の気候危機対応投資への租税支援の拡大

◆ 微小粒子状物質(PM2.5)の30%以上の削減

- 任期内の石炭等の火力燃料の発電割合60%台から40%台へと削減
 - － 自発的協約(VA)の運営義務化、圏域別の割当量50%以上の縮小
 - － 高濃度発生時の石炭発電所に対する稼働上限を現在の80%から50%へと調整
- 内燃機関自動車の新規登録禁止(2035年)、4等級以下の老朽LPG自動車の廃止時限の3年短縮
 - － EURO 7の導入(2025年)、PM2.5発生の削減

◆ 環境にやさしい畜産業の積極育成

- 炭素中立に資する畜産業の構築
 - － 耕畜循環農業と家畜糞尿の資源化事業の支援拡大

- － 低炭素畜産物認証制の導入
- － 低炭素飼料と低炭素仕様管理技術の開発／普及

◆ ゴミ処理方式の熱分解方式への転換

- ・ プラスチック、使い捨て用品の包装材ゴミの発生減縮
 - － 製品製造段階における単一材質化、使い捨て用品の使用および発生の低減

2. 示唆点

炭素中立の目標維持、排出権の有償割当の拡大、クリーンエネルギーの技術開発、炭素低減R&D等の**気候危機に対応するための政策手段**についての議論と導入が行われるものと予想されます。NDC達成の方案が公論化の過程を経てクリーンエネルギーの使用および原子力発電との調和を通じて再編されるものであるため、産業別・部門別の削減シナリオが及ぼす直接的、間接的な影響に留意して対応する必要があります。

また、エネルギー新産業、エネルギーベンチャー、炭素低減技術分野の成長動力の確保および事業機会の模索が必要なものと予想され、炭素中立の実現に向けた政策手段の模索と国際的トレンドに応じた、ESG経営の導入、公示規制の対応が必要であると思われます。破棄物の減量、プラスチック包装材の使用縮小等のための法律と制度導入の役割を把握し、原材料・副材料の使用および廃棄物委託処理の場所・方法の変更等を考慮する必要があります。

消費財・流通

1. 主な公約事項

◆ 安全な食の提供および未来食品産業の積極育成

- ・ 食の安全基準の強化
 - － GMO完全表示制の導入、残留農薬／放射能汚染の検査
 - － 輸入農水産食品の原産地表示制、流通履歴追跡制度(トレーサビリティ)の定着化
 - － 低炭素農水産物認証制度の活性化
- ・ 未来食品産業の積極育成
 - － 新たな消費需要に対応するミールキット、メディアフード等の開発および普及
 - － 食品産業付加価値の創出に向けた農食品産業の規制緩和推進
 - － 伝統食品産業振興政策を通じたグローバル食品企業の育成

2. 示唆点

食に対する安全基準の強化と未来食品産業に関連する検査方法および安全基準づくり等に対する事項は、食品医薬品安全処の発表した2022年業務計画に反映されている内容として、新政府発足以降にも、**食品に対する安全性の強化のための既存の政策方向は継続維持**されるものと予想されます。その反面、**未来食品産業の育成**に対する事項は、公約の内容だけでは、その具体的な内容の確認が難しいところ、既存政府部処(部署・機関)が推進してきた政策とどのような相違があるのかについて、**今後設けられる政策および立法の経過を具体的に検討する必要があります**。

ESG

1. 主な公約事項

◆ 中小／ベンチャー企業のESG経営支援の強化

- 中小／ベンチャー企業のESG力量の強化および適用拡大のための対応システムの構築
 - － ESG評価指標の標準化の推進
 - － ESG指標を活用した企業現況の評価、金融・税制の支援、経営および法律コンサルティング等のニーズに合わせた支援の強化
- 大企業の協力、中小／ベンチャー企業等にESG経営力と技術協力の推進
 - － ESG関連の多様な大／中小／ベンチャー企業の共同事業プログラムづくり・推進

◆ 炭素中立積極推進するものの、現実性のある実践計画の樹立(環境公約の重複)

- 国家温室効果ガス削減目標(NDC)の達成方案の全面修正
 - － 国際社会に約束した2030削減目標は遵守するものの、現実性のある実践計画として公論化議論を経て確定
- 温室子化ガス排出権の有償割当の拡大、炭素税導入の慎重推進

◆ 炭素低減R&Dおよび投資拡大等の気候危機への対応支援の強化(環境公約の重複)

- 産業界／学界／政府「気候危機対策機構」の造成
 - － 産業界の現実を反映した立法予算人材分野の中長期支援対策づくり
 - － 老朽産業団地および中小企業の密集団地の炭素中立型の産業団地転換支援
 - － 低炭素事業構造への転換支援の強化および労働者支援システムづくり等の炭素中立履行過程にて予想される業界被害対策の樹立
- エネルギー節約施設等の気候危機対応投資への租税支援の拡大

2. 示唆点

ESG関連の公約は、ESG経営関連の力量が不十分な**中小・ベンチャー企業に対する支援策**を核心としており、炭素中立等のESGの国家的履行に関しては、産業界の現実を反映し、**現実性があり実践可能な目標**を立て、その履行過程において必要な**金融、租税等の支援**を行うことを主な内容としています。全体的に企業に対する支援策をその骨子としており、これまで温室効果ガス削減目標(NDC)の樹立過程で意見反映が不十分であった産業界の意見がある程度反映されるものと評価することができます。

ファイナンス

1. 主な公約事項

◆ デジタル金融の革新および安定のための金融規制の改善

- ビックテック金融業の規律体系の整備
 - － 同一機能、同一規制の基本原則のもと、ビックテック生態系の特性(消費者のアクセス性、便利性)を考慮した合理的な規制適用
- デジタル革新金融の生態系造成
 - － AI/データガバナンスおよびセキュリティ強化を通じたデータ利用環境の改善
 - － ブロックチェーン等の新技術の金融業への融合および拡大
 - － プラットフォームに対する金融消費者保護の強化
 - － 利害衝突の防止策づくり

◆ 資本市場の先進化

- 個人投資家に対する税制支援の強化
 - － 株式譲渡所得税の廃止、証券取引税の適正水準の維持
- 会社の物的分割要件の強化および株主保護対策の制度化
 - － 分割子会社の上場厳格制限、新事業分割し別途会社として上場する場合、親会社株主に新株引受権を与える方案等の関連規定の整備
 - － 子会社公募株の申し込みの際の本来親会社株主に一定割合を公募価格として申し込む方法で新株引受権の付与が可能
- 株式上場廃止要件の整備および上場廃止過程の段階的管理体系の拡大
 - － 上場持続性が存在するにもかかわらず、突然の上場廃止とならないよう、上場廃止要件の強化および段階の細分化(管理銘柄の指定、店頭取引所の移管等)の推進
- 内部者の無制限持分売渡の制限
 - － 無制限の場内売渡(時間外売渡を含む)を特定期間内に一定限度で制限

- 株式持分の買取・売渡をして経営権が変わる際の被引受企業株主に株式買取請求権を与える方案を設け、支配株主に対してのみ高価な経営権プレミアムを支給する慣行の再検討
- 不法購入・売渡の根絶および購入・売渡の運営の合理的な制度改善
 - 株式購入・売渡の監視専門担当組織の設置および不法な購入・売渡の厳正処罰
 - 機関および外国人に比べ高い個人投資家の担保割合等を合理的に調整
 - 購入・売渡のサーキットブレイカー導入の積極的検討
- 資本市場の透明性および公正性の改善
 - 会計および公示の透明性の向上、資本市場の透明性の基礎確立
 - 未公開情報利用、株価操作等の証券犯罪の捜査および処罰の全過程の改編、制裁実効性の強化

◆ 株式買取請求権制度の改善

- 株式買取請求権(ストックオプション)行使時の非課税限度の引上げ(2億ウォン)
- コスダック上場企業にも行使利益の課税特例の適用、ベンチャー企業の成長の誘因
 - 非課税、行使利益の税金分割納付、譲渡時点の課税繰延等の特例適用を非上場またはコネックス上場ベンチャー企業からコスダック上場ベンチャー企業へと拡大

◆ 金融消費者の保護および権益向上の強化

- 過度な預金・貸付金利の格差解消
 - 預貸金利の差の周期的な公示制度の導入
 - 必要時の加算金利の適切性検討および談合要素の点検推進
- 不法な消費者金融およびボイスフィッシング(ビッシング)に対する厳正な法執行の強化
 - ボイスフィッシング(ビッシング)関連の金融会社の責任強化
- 金融消費者における被害救済制度の実効性の向上
 - 金融管理院紛争調停委員の独立性の強化、金融民願ファーストラック制度の導入など

2. 示唆点

デジタル金融の革新に向けた規制改善:

デジタル金融関連の金融規制の改善は、金融規制環境の全般的な変化をもたらすものと予想されます。最近の規制変化の傾向に照らし合わせてみると、市場参加者に対して自律性を与えるものの、消費者保護の側面において、事故発生時の制裁または処罰の水準を高める方法で進められる可能性があります。規制環境の変化に備え、新たな規制に対する先を見込んだ分析と積極的な意見表明の必要性が高まるものと見られます。

金融業圏の業務範囲の拡大:

預貸金利に対する統制の更なる厳格化が見込まれることにより、金融機関の新事業への進出を通じた新たな収益創出の必要性が高まるものと思われます。金融委員会においても、金融産業の競争力UPに向けた金融業圏別の業務範囲の拡大に向けた制度整備を2022年の核心の推進課題の一つとして定めているところ、新たな業務領域への進出に向けた検討の必要性が拡大するものと思料されます。

金融消費者の保護:

2021年の金融消費者保護法の施行後、制度的に多くの変化があり、このような金融消費者の保護の基調は、新政府においても持続するものと展望されます。金融委員会でも金融消費者保護の強化のためのシステム構築や金融慣行の改善を2022年の核心推進課題の一つに選定しているところ、各金融会社における金融消費者保護のための自社レベルでのシステム構築の必要性が高めるものと思われま

株主保護:

分割後の上場、経営陣のストックオプション売渡事態等により、株主保護の 이슈が浮上したことにより、資本市場に対するモニタリングが強化され、金融当局の担当組織も拡大されるものと見られ、このような変化に備え、各社の内規の点検、コンプライアンスの強化の必要性がUPするものと見込まれます。会社の物的分割の要件強化および株主保護対策の制度化により、会社における新事業推進に向けた物的分割および新規投資の資金調達が多様化する可能性もあります。これにより、既存株主らを保護しつつも、新規事業のための資金を円滑に調達する方案を検討する必要があるものと思料されます。

不動産・建設**1. 主な公約事項****◆ 賃貸料のナムム(分け合い)制プロジェクトの推進**

- 賃貸料を賃貸人／賃借人／国家が3分の1ずつ負担する「賃貸料ナムム制」の導入
 - 賃貸人の損失分、税額控除の形で全額補てん

◆ 住居脆弱階層の住居環境の保障

- 公共賃貸住宅の量的／質的な拡充
 - 建設賃貸中心の公共賃貸住宅の年平均10万世帯ずつの50万世帯の供給

◆ 市場安定と国民の住居レベルの向上のための十分な住宅供給

- 確実な住宅供給政策により市場の安定、国民の住居水準の向上
 - 公共宅地の段階的な追加開発の考慮
- 5年間250万世帯以上の供給(首都圏130万世帯以上、最大150万世帯)
 - 再建築／再開発47万世帯(首都圏30.5万世帯):精密安全診断基準の合理化、再建築超過利益の負担金の緩和、迅速な統合許認可、容積率インセンティブなど
 - 都心／駅圏内の複合開発20万世帯(首都圏13万世帯):都心複合開発革新地区制度の導入、都心地域／駅圏内／準工業地域等の複合開発

- 国共有地および車両基地の複合開発18万世帯(首都圏14万世帯): 車両基地および地上電鉄敷地、未活用の国共有地の複合／立体化開発の推進
- 小規模整備事業10万世帯(首都圏6.5万世帯): 基盤施設の設置、容積率インセンティブ、許認可手続きの簡素化等
- 公共宅地142万世帯(首都圏74万世帯): 現在開発中の公共宅地およびGTX路線上の駅圏内コンパクトシティの建設推進
- その他13万世帯(首都圏12万世帯): ソウル相生(共生)住宅、購入約定の民間開発等

◆ 再開発／再建築／リモデリングの活性化

- 再建築精密安全診断基準の合理的調整
 - 30年以上の老朽共同住宅の精密安全診断免除の推進
 - 構造安全性加重値の下降修正、設備老朽度および住居環境加重値の上方修正
- 再建築超過利益の回収制の強化
- 分譲価格規制運営の合理化
- 寄付採納の運営基準づくり
 - 都市および住居環境整備法規制による過度な基盤施設の寄付採納防止のための国土部長官における作成、告示
- 事業性の低い地域に対する公共参加再開発の推進
 - 自治体は用途地域の引上げ、政府は基盤施設無償譲渡および事業費の支援
- 迅速なりモデリング推進のための法的／制度的改善
 - 住宅法とは別途の『リモデリング推進法』の制定
 - 安全性の検討過程に民間参加の拡大
 - リモデリングの垂直／水平増築の基準整備

◆ 1期新都市の再整備

- 1期新都市の再整備事業推進のための特別法の制定、10万世帯供給の基盤構築
 - 土地用途の変更、種(等級)の引上げを通じた容積率UP等、体系的な再整備事業の推進
- 3期新都市等に1期新都市再整備のための移住占用団地づくり

◆ 低層の単独／多世帯住宅の整備の活性化

- 小規模住宅整備事業の積極活用
- 道路区画された面積だけでなく隣接土地の一部盛込みの許容、容積率の拡大、買取協議手続きの迅速支援

◆ 住宅賃貸市場の正常化

- 賃貸借法の全面再検討
 - 賃貸借3法の適切な改正および補完装置づくりを通じ賃貸借市場の混乱是正、賃借人権益の保護

- 登録賃貸事業者の支援制度の再整備
 - － 買取賃貸型の小型アパート(マンション)新規登録の許容、総合不動産税の合算課税の排除、譲渡所得税の重課税の排除等の税制メリットの付与

◆ 民間賃貸住宅の活性化

- 税制および金融支援強化により長期の民間賃貸住宅市場の活性化
 - － 公共宅地の民間割当宅地物量の一部民間賃貸住宅の割当
 - － 10年以上の長期賃貸住宅の譲渡所得税長期保有控除率

◆ 青年原価住宅30万世帯、駅圏内のチョッチプ(初のマイホーム)住宅20万世帯の供給

- 青年原価住宅30万世帯の供給
- 駅圏内の初のマイホーム住宅20万世帯の供給(民間開発連携型、国共有地活用型)

2. 示唆点

新政府における今後の不動産関連政策の方向性は、**再開発／再建築の緩和を通じた住宅供給と賃貸借3法の改正等を通じた民間賃貸住宅市場の正常化**になります。

住宅供給の拡大:

当選者は、住居脆弱階層の住居水準向上に向けた公共賃貸住宅を5年間に50万世帯を建設し、住宅市場の安定のために公共宅地、都心／駅圏内の複合開発、再建築／再開発等を通じた住宅を5年間に250万世帯以上供給し、このうち首都圏は最大150万世帯を供給すると公約しています。特に、再建築／再開発の事業要件を緩和し、1期新都市、ソウル、首都圏等において中心的に住宅供給が行われるようにし、住宅賃貸市場の正常化に向けた賃貸借3法を全面再検討し、小型アパート中心の買取型の登録賃貸事業者の新規登録を許容して税制メリット等を与え、民間中心の賃貸住宅市場の活性化および青年原価住宅等の公共の供給についても公約しました。

再開発／再建築の活性化:

再開発／再建築が活性化するよう精密安全診断の基準の合理化、再建築超過利益の負担金緩和、迅速な許認可、容積率インセンティブ等を与えて、迅速な意思決定とスピーディーな事業推進、供給量の拡大等の政策が導入されるものと展望しています。

新規不動産の供給が拡大されることにより、分譲住宅は3期新都市等の公共宅地および再開発／再建築中心の建設業と都心地、駅圏内を中心に民間賃貸住宅建設事業の活性化が予想されます。

このような新政府の基調に則り、住宅開発事業および建設業は勿論のこと、再開発／再建築事業の主な障害が解決されることにより、不動産信託会社の管理型の都市信託事業および不動産開発金融が拡大されるものと思

われます。また、都心地における民間賃貸住宅の供給のためにリッツ、不動産ファンド等の分野も関心をもって見守っていくべきものと思われます。

プロジェクト・エネルギー

1. 主な公約事項

◆ グリーンエネルギー・トップ3の技術強国の実現

- 原子力、バッテリー、太陽光、水素技術分野の集中育成
 - － 大型および小型の原発の競争力UP
 - － 水素エネルギーの技術の育成
 - － バッテリー新技術、輸送用発電用の燃料電池の技術、次世代太陽光の技術の開発
- 4次産業の技術と連携エネルギー新産業の創出およびエネルギーベンチャーの活性化
 - － デジタル基盤エネルギー新産業の育成、素材／部品／装備分野の革新企業の育成

◆ 炭素中立の積極推進

- 原子力を基底発電とする再生可能エネルギーの拡充、クリーンエネルギーの安定的な供給拡大

◆ 炭素低減R&Dおよび投資拡大等の気候危機の対応支援の強化

- 脱炭素の産業構造への転換
 - － クリーン水素の生産基地および水素液化関連の設備投資
 - － 新成長／源泉技術から国家電力技術へ水素生産関連の技術を調整

◆ 微小粒子状物質(PM2.5)30%以上の削減

◆ 脱原発政策の廃棄、新再生可能エネルギーおよび原子力の調和の推進

- シンハンウル3／4号機の建設即時再開、原発産業生態系の活性化および原発技術力の復元
- 2030年以前最初運営許可の満了原発の継続運転の検討
- 科学技術とデータに基づき国民意見を受け入れNDCの履行計画、段階別の適正エネルギーミックスの樹立および推進

◆ 韓米原子力同盟の強化および原発輸出を通じた10万雇用の創出

- 汎政府源泉輸出支援団の運用
 - － 原発産業体系の改編策づくり、輸出体系一元化の方案および原発の建設／運営分野の民間参加対策の樹立

- ・「反米原子力高位級委員会」の活性化
- ・小型モジュール原発(SMR)の開発事業の輸出支援および規制先進化国際協力案の模索
- ・2030年まで後続原発輸出の10基達成、10万の良質の雇用創出

◆ 小型モジュール原発(SMR)等の次世帯原発および原子力水素の技術の積極開発

- ・水冷却SMRの実証／常用化の推進を通じた世界SMR市場の先占
- ・水素併合の原発の開発および輸出の商品化
- ・水素の生産および再生可能エネルギーと連動が容易な革新SMRの開発

2. 示唆点

炭素中立、国家NDCの達成等のための文在寅政府の再生可能エネルギー政策が完全に廃棄されないものと予想されるものの、**再生可能エネルギー(太陽光、風力、燃料電池)のうち、重点育成対象が変更される可能性**があるものと思われます。**脱原発政策を破棄し、原子力発電を主な手段としてエネルギー計画、炭素排出低減計画等の政策を樹立するもの**と予想されます。なお、水素産業育成政策は持続するものと見られるものの、グリーン水素やブルー水素とともに、原子力と連携したいわゆる「ピンク水素」生産技術を積極的に活用するものと思われます。

国際通商

1. 主な公約事項

◆ デジタル通商戦略の強化により通商環境の変化への対応

- ・成長可能性の高い地域および国家対象のオーダーメイド型デジタル貿易協定戦略の樹立・推進
- ・新たなデジタル通商秩序に国内産業競争力強化の基盤づくり

◆ 韓米同盟の再建および包括的な戦略同盟の強化

- ・韓米における包括的戦略同盟の強化
 - －ニューフロンティア(新技術、グローバル供給網、宇宙、サイバー、原子炉等)の協力拡大
 - －日米豪印戦略対話(Quad、米国／日本／豪州／インドの4か国間会談)の傘下のワクチン／気候変化／新技術ワーキンググループに参加、今後正式な加入の模索

◆ 地域別に特化されたグローバル協力ネットワークの構築

- ・韓アセアン「共生連帯の構想」の推進、インド／オセアニア地域へと外交の地平拡大
 - －韓アセアンABCD戦略の推進など

- 欧州国家との国際規範の確立および人権増進のための「価値外交パートナーシップ」の構築
 - 新産業、気候変動への対応、先端科学技術分野等の協力の大幅拡大
- 中東／アフリカ／中南米／中央アジア地域の国家別、地域別ニーズに合わせた協力プログラムの推進
 - 資源／エネルギー供給網の確保、交易／消費市場の拡大・新規開発需要の発掘

◆ 経済安保外交の積極推進

- 源泉技術の最多保有国(米国／日本／欧州)と協力体制の構築
 - 米国と経済／安保2+2会議、日米韓の経済／安保2+2+2長官(外交、経済長官)会議の推進
- 中国と高レベルの戦略対話、外交長官会議、次官級の戦略対話等の活用戦略物資の受給協議の活性化
- 日米豪印戦略対話のワクチン、気候変動、新技術ワーキンググループに本格参加
- 域内の主な貿易協定(インド・太平洋経済フレームワーク、環太平洋パートナーシップに関する包括及び先進的な協定、地域的な包括的経済連携協定)等を通じ、自国企業のグローバル供給網、デジタル貿易等の支援
- 国家首脳間の「経済戦略対話」の活性化
 - 主な経済パートナーと交易、投資およびインフラ事業の進出促進および高官級専門担当特使制度の運営
- 中東／アフリカ／中南米／中央アジア地域の国家別、地域別ニーズに合わせた協力プログラムの推進

◆ 技術通商を通じた産業競争力およびグローバル経済協力の強化

- 技術通商政策の推進を通じた産業競争力の強化
- 経済安保の連携通商政策を推進しグローバル供給網の安定性の強化
- ニーズに合った輸出支援政策の強化により中小企業のグローバル価値連鎖への参加拡大
- サービス産業通商交渉の強化を通じ高付加価値サービス業の雇用創出の誘導

2. 示唆点

新政府は、米中対立の時代に、**米国とその同盟国間における通商関係の構築**に重点を置く通商政策を推進するものと見られます。米国、欧州、日本との通商・技術協力を推進し、米国または同盟国主導の多者間における通商体制(CPTPP、IPEF)の加入を推進し、Quadのワクチン・気候変動、新技術ワーキンググループに本格参加し、韓国・Quadにおけるネットワーク構築の土台として活用する一方、中国とは供給網の安全面から、地域的な包括的経済連携協定(RCEP)を通じて消極的に接触するものと予想されます。

これは、対米協調に基づくものという点から、**中国との摩擦をいかに管理するか**が主な課題として浮上するものと見込まれます。

刑事

1. 主な公約事項

◆ 犯罪被害者の保護／支援関連の制度を被害者中心へと転換

- 身柄保護から心理相談、法律支援、緊急の生計費と治療費の支援、並びに日常の回復まで「ワンストップ被害者ソリューションセンター」の新設
- 凶悪犯罪被害者のための「治癒支援制度」の新設
- デジタル性犯罪被害者の「忘れられる権利」の保障
 - デジタル性犯罪に対する偽装捜査の全面拡大許容、アプリ実名認証の強化
- ストッキング被害者の身柄保護に対する国家責任制の施行
- 交際者間におけるデートDVの死角の解消
- 未成年性暴力被害者のための証拠保全制度づくり

◆ 凶悪犯罪防止策

- 犯罪予防環境改善事業(CPTED)本部の設置
- 世界最高レベルの電子監督制の運営
- 重刑言渡と結合した保護受容条件付きの仮釈放制の導入
- 触法少年の年齢基準の現実化および酒酔による減軽の廃止

◆ 権力型性犯罪の隠蔽防止3法の立法

- 権力型性犯罪の隠蔽防止3法の早期立法
- 権力型性犯罪の捜査および被害者救済特別機構(仮称)の設置
- 申告の放置または懐柔の管理者処罰の規定づくり
- 性犯罪の量刑基準および量刑因子の強化

◆ 誣告罪(虚偽告訴等罪)の厳罰、虚偽犯罪被害者のための特別救済策づくり

- 誣告罪法定刑の強化および偽証罪処罰の強化
- 「詐欺被害者救済特別機構(仮称)」の設置

◆ 法務部、高位公職者犯罪捜査処(高捜処)等の改革

- 法務部長官の捜査指揮権の廃止、法務部と検察庁の予算編成の分離
- 高捜処の独占的地位の解消
 - 高捜処法の毒素条項の廃止、有事の際の高捜処の廃止
 - 検察／警察の高位公職者の不正捜査の許容

- 検察警察の捜査権調整の補完
- 家庭裁判所および少年／児童／家庭内暴力事件を統合処理する統合家庭裁判所の拡大改編

2. 示唆点

5大暴力犯罪:

刑事法の分野においては、権力型性犯罪、デジタル性犯罪、家庭内暴力、交際相手へのデートDV、ストーキング犯罪を「5大暴力犯罪」に規定し、これに対する予防および被害者支援に重点をおく内容の公約を提示しています。5大暴力犯罪は、最近多数の事件に対するマスコミ報道を通じ、犯罪への対応および被害者保護において問題点が浮き彫りとなっています。これに対する解決策として「ワンストップ被害者ソリューションセンター」、「デジタル性犯罪被害者支援センター」、「警察電子監視センター」「犯罪予防環境改善事業本部」、「権力型性犯罪の捜査および被害者救済特別機構」等の機関新設と、「治癒支援制度の新設」、「ストーキング被害者身柄保護国家責任制の施行」、「家庭暴力処罰法の適用対象を交際暴力にまで拡大」、「電子監督制の強化」、「保護受容条件付の仮釈放制の導入」、「触法少年年齢基準の現実化(14歳未満を12歳未満に)」等の制度改善を公約として挙げています。上記の機関新設および制度の改善等の公約履行の過程において、法務部、警察、自治体、保護観察所(遵法支援センター)の役割と責任が強調されるものと予想されます。

捜査権の調整および高捜査処関連:

高捜処および警察の捜査権が強化され、検察の捜査権が弱体化している現行の捜査構造を変更し、検察の捜査権を強化する方向へと公約を提示しました。一般犯罪に対し基本的に警察が捜査権を有し、検察は6大犯罪についてのみ捜査権を持ち、高位公職者の不正犯罪についても、高捜処が優先的に捜査権を握っている現行の制度を変更し、検察が捜査の主導権を持つ方向へと制度の改善を図るとの趣旨です。ただし、現行の捜査構造を高捜処の新設および検察・警察の捜査権調整の以前へと完全に戻ろうという趣旨ではないものと見られ、検事の直接捜査範囲および検察の警察捜査への関与の可能性の拡大など、検事の捜査権を多少拡大する方向の制度改善を推進するものと予想されます。

その過程において、高捜処の機能と役割に対する懐疑的な見方、警察の犯罪対応の力量不足等が強調される場合、検察の捜査権が大幅に拡大され得るものと思われ得ます。特に、選挙過程において当選者と候補単一化することで辞退した安哲秀代表も、「高捜処の廃止および警察・検察の捜査権の再調停」を選挙公約として挙げており、状況に応じて現行の捜査構造以前の状況へと相当部分戻そうという議論が展開される可能性も排除し難いです。検察捜査権が拡大される場合、政権初期におけるこれまでの弊害の清算を行う基調により、第一線で活躍する企業の経済犯罪および不正犯罪に対する検察の直接捜査が活発に行われる可能性もあるものと見られます。

租税

1. 主な公約事項

◆ 国内復帰企業の税額減免要件の緩和

- ・ 国外事業所閉鎖後3年以内(現行2年以内)の国内事業所の新增設における税制支援

◆ ベンチャー企業の優秀人材確保のための株式買取請求権制度の改善

- ・ 株式買取請求権(ストックオプション)行使時の非課税限度の引上げ(2億ウォン)
- ・ コスダック上場企業にも行使利益課税特例を適用しベンチャー企業の上場誘因

◆ 資本市場の先進化

- ・ 個人投資家の税制支援の強化(株式譲渡所得税の廃止、証券取引税の適正水準維持)

◆ 勤労奨励税制の対象および支援金額の拡大

- ・ 勤労奨励税制(EITC)の所得および財産要件の緩和、最大支給額の引上げ

◆ 不動産税制関連

- ・ 不動産税制全般の正常化方案
 - － 不動産市場の管理目的ではない租税原理に合わせた改編
- ・ 不動産公示価格
 - － 公正市場価額比率の調整を通じ2020年水準へと還元
 - － 公示価格の算定根拠と評価手続きの透明な公開
 - － 自治体に公示価格の検証センターを設置し中央政府との公示価格の相互検証
- ・ 総合不動産税
 - － 地方税である財産税との長期的な統合の推進
 - － 公正市場価額比率の現在水準の95%で凍結
 - － 1住宅所有者の税率を文在寅政権発足前の水準へと引下げ
 - － 1住宅長期所有者、年齢を問わず売却／相続の時点まで納付の許容
 - － 保有住宅の世帯数による差等課税を価額基準の課税へと転換
- ・ 譲渡所得税
 - － 住宅多数保有者に対する重課税率の適用を最大2年間一時的に排除、不動産税制の総合改編過程で多数保有者の重課税政策の再検討
- ・ 取得税
 - － 1住宅所有者の円滑な住居移動を保障するため税率1～3%の単一化、または税率適用区間の単純化。単純累進税率を超過累進税率へと転換

- 調整地域2住宅以上に対する累進課税の緩和
- 賃貸事業登録者の支援制度の再整備
 - 市場与件を考慮し買取賃貸型の小型アパート(マンション)専用面積60㎡以下)の新規登録許容
 - 総合不動産税の合算課税の排除、譲渡所得税の重課税の排除等の税制メリットの付与
- 税制および金融支援の強化により長期民間賃貸住宅市場の活性化
 - 10年以上長期賃貸住宅の譲渡所得税の長期保有控除率の引上げ

2. 示唆点

租税分野の公約は、コロナウイルス等により低迷していた**経済に活力を与え**、企業の成長を促進する一方、低所得者と高齢者等に対する**福祉支援を税制面で支え**、市場を混乱させ国民の負担を加重させるという批判をうけてきた**不動産税制を正常化**することに、焦点を当てています。

企業活力の向上:

中小ベンチャー企業が優秀な人材を確保できるよう、株式ストックオプションに対する非課税限度が拡大され、中小企業の家業承継支援の拡大を通じ、世代を経て引き続き成長できるように誘導し、中小・中堅企業のデジタル投資、研究開発に対する税制支援と海外事業所を廃止したり縮小したりするなど、国内に生産施設を戻す企業らに対する税制支援が確保されるものと思われます。

働く福祉の強化:

当選者は、働く福祉を強化するため、勤労奨励税制の支援金を受け取れる労働者の範囲を拡大する反面、低所得者と高齢者、社会進出時期の青年層、賃借人等に対する税制支援を強化し、福祉を増進させる計画であると明らかにしました。

不動産税制の改編:

文政権において住宅の賃貸と保有、譲渡等に対して過度な課税拡大を行い、住宅市場の混乱と過度な税負担をもたらした側面があるため、これを是正するための目的で、当選者は不動産税制の総合的な改編に向けたタクスフォースを設置し、総合不動産税、譲渡所得税、取得税等の現状に見合った水準へと調整し、不動産税制の正常化を図ると明らかにしています。

その他の税制改編:

一方、2023年から課税予定の上場法人個人少額投資家に対する株式譲渡所得税は、資本市場の持続的な発展に向け、課税を廃止しながら、証券取引税を適正水準に維持し、仮想通貨の投資についても、5千万ウォンまでの投資収益については非課税とし、投資家の損失を防止しつつ、課税システムを整備していくものと見られます。また、デジタル経済、炭素中立等のために税制面においても、最大限支援する方案を設け、変化する国際環境に対応していくものと思われます。

仮想通貨

1. 主な公約事項

◆ 「コイン」の小口投資家のデジタル資産の安心投資環境および保護装置の設置

- コイン投資収益5000万ウォンまでは完全非課税(先整備／後課税の原則)
- 『デジタル資産基本法』の制定およびデジタル産業振興庁の設立
 - － コインの不当取引収益、司法手続きを通じ全額回収
 - － ハッキング、システムエラー発生に備え保険制度の導入／拡大
 - － デジタル資産取引口座と銀行を連動させる専門金融機関の育成
- 国内コイン発行(ICO)の許容
 - － 安全装置が設けられた取引所発行(IEO)からスタート
- NFT活性化を通じた新概念デジタル資産市場の育成
 - － 多様なブロックチェーン基盤技術の開発支援および制度的基盤の先制的構築

◆ メタバース支援

- NFT等のトークン経済の活性化のための金融体系の改編
 - － 仮想・現実間の融合活性化を通じた革新サービスを市場展開することで国民の利便性増大
 - － P2Eゲームの許容および産業活性化のための規制撤廃
 - － 仮想通貨の国内ICOの全面許容(IEO取引所開設後)
 - － ブロックチェーン、メタバース関連のスタートアップ育成の強化
- 未来の雇用創出のためのブロックチェーン産業国家ビジョンの宣布
 - － 社会的弱者がデジタル資産市場から疎外されるのを防止する策づくり
 - － ICO許容および海外取引可能な商品の国内展開／取引の許容、規制サンドバックの拡大

◆ コリアカルチャー・スタートアップの支援

- 民間コンテンツ業者のNFT市場活性化に向けた著作権法の制度整備および流通支援

2. 示唆点

仮想通貨関連:

2017年12月、政府の「仮想通貨関連緊急対策」により金融機関らの仮想通貨の直接投資が禁止され、関連事業への進出もまた保守的に行われてきたものの、『デジタル資産基本法』を通じ、仮想通貨に関する規制体系が樹立・制度化されるのであれば、金融機関の投資および関連事業への進出もはやり拡大していくものと見込まれます。また、ICOの制度化によって企業が資金募集を行える新たなルートが確保され、P2Eゲームが許容されるなど、関連規制が緩和されることで仮想通貨が多様な産業分野において適用され得るものと思われま

For Questions or Comments

[日本チーム]

- 金潤希 (Japan Team Leader) | パートナー

T. +82-2-316-4114 E. jpg@shinkim.com

T. +82-2-316-4025 E. yhekim@shinkim.com

[立法戦略諮問チーム] - 立法戦略諮問

- 白大容 | パートナー
- 張大燮 | 顧問

T. +82-2-316-4630 E. dybaek@shinkim.com

T. +82-2-316-4639 E. dsjang@shinkim.com

[企業諮問M&Aグループ] - 企業支配構造

- 李銅鍵 | パートナー

T. +82-2-316-4297 E. tglee@shinkim.com

[労働グループ] - 労働(重大災害)

- 奇映錫 | パートナー

T. +82-2-316-4021 E. ysgj@shinkim.com

[公正取引グループ] - 公正取引

- 朴柱泳 | 選任外国弁護士

T. +82-2-316-4692 E. jyoungpark@shinkim.com

[ICTグループ] - ICT

- 姜信旭 | パートナー

T. +82-2-316-4059 E. sokang@shinkim.com

[規制グループ] - ヘルスケア / 自動車・モビリティ / 環境 / 消費財・流通 / ESG

- 李用雨 | パートナー

T. +82-2-316-4007 E. ywlee@shinkim.com

[金融グループ] - 金融

- 黄浩碩 | パートナー

T. +82-2-316-4074 E. hshwang@shinkim.com

[不動産代替投資グループ] - 不動産・建設

- 李錫 | パートナー

T. +82-2-316-1620 E. slee@shinkim.com

[プロジェクトエネルギーグループ] - プロジェクト・エネルギー

- 李相賢 | パートナー

T. +82-2-316-4068 E. shlee@shinkim.com

[国際紛争グループ] - 国際通商

- 金斗植 | 代表弁護士

T. +82-2-316-4223 E. dskim@shinkim.com

[刑事グループ] - 刑事

- 李健周 | パートナー

T. +82-2-316-4211 E. kjlee@shinkim.com

[租税グループ] - 租税

- 趙椿 | パートナー

T. +82-2-316-4213 E. ccho@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有) 世宗

法務法人(有)世宗のニュースレターに掲載された内容および意見は、一般的な情報提供の目的で発行されたものであり、ここに記載された内容は、法務法人(有)世宗の公式的な見解や具体的な事案についての法的な意見ではないことをお知らせ致します。

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

23F, D-Tower (D2), 17 Jongno 3-gil, Jongno-gu, Seoul 03155, Korea
(〒)03155 韓国ソウル特別市鍾路区鍾路3ギル(通り)17 D-Tower D2 23階 T. 02-316-4114 <https://www.shinkim.com>
